

○創立の由来と歩み

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

全国市有物件災害共済会は、全国の市が共同し、低廉な分担金で市の財産の災害に因る損害に対する相互救済事業を行うと共に、都市共有の災害共済基金を造成して委託各市の利益に寄与するため、昭和24年1月に設立された。

1 地方公共団体と保険

わが国では、保険業法の規定により、保険事業は、主務大臣の免許を受けた株式会社または相互会社でなければ、これを営むことができないと定められ、保険会社の火災保険に付する以外に途はなかった。しかも、一般民有の建物に比して遥かに損害率が低く優良保険物件である公共建物であっても、一般民有建物と同率の保険料率が適用され、地方公共団体は割高の保険料負担を強いられていた。このため、財政窮乏に苦しむ地方公共団体は、一部保険委託か、全く付保しない地方公共団体も少なくなかった。

更に、戦後の復興期の損害保険会社の状況は、粗悪建物の増加、水道消防施設損壊に因る火災損害の増大、さらにインフレの高進による貨幣価値の下落は、保険に対する国民の不信を招き、保険財政は極度に悪化している状態であったため、保険会社の経営悪化は、そのまま被保険者にしわ寄せされ、料率の引き上げ等により、窮迫した地方財政はその負担に堪えられなくなり、やむなく無保険の状況に追い込まれるものも続出した。当時、地方公共団体の火災保険加入率は、僅か30%程度であった。

もし地方公共団体が共同して公有財産の災害に因る損害を相互救済することができれば、保険会社の保険料率よりも遥かに低廉な料金で経営が成り立つと、前々から考えられていたので、公営保険制度要望の声は、急速にたかまってきた。

公営保険を実現するためには、保険業法の適用を排除する立法措置が必要であった。

2 地方自治法の改正

公営保険制度の創設は、損害保険業界の猛反対、主務官庁である大蔵省の態度が極めて消極的であったため、困難であった。

昭和23年にたまたま地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出されたが、この法律案には共済事業の根拠となる条文が含まれていなかった。

当時のわが国は、連合軍の占領行政支配下にあったため、国会・政府に陳

情する一方で、総司令部に対し地方財政が窮乏して高率の保険料負担に堪えず、多くの公有建物が無保険の状態にあることを訴え、地方自治体が計画する共済事業は合理的かつ堅実なものであることを説明し、災害共済制度の設立ができるよう要望した結果、総司令部の承認が得られた。

当時の地方公共団体の所管官庁であった総理庁も、地方公共団体の相互救済を行う共同組織の設立については、地方公共団体の最も適当な仕事と賛意が表明されていた。

地方自治法改正の政府原案に、議員修正により第263条の2の規定を挿入して、衆・参の両院において異論なく可決成立した。

かくして、地方公共団体に多年の念願であった公有財産の災害共済事業を行う途が拓かれることとなった。

3 全国都市問題会議

本会が設立されることとなった直接の端緒は、昭和23年11月大阪中之島で開催された日本都市連盟主催の第10回全国都市問題会議における「全国市有物件火災共済事業の成否」と題する研究報告である。

報告は、「全国の市が火災共済事業を実施した場合、保険料に相当する拠出金の32%ないし50.6%、平均40%を僅かに上回る程度の支出を見込めば、当該事業の安全性は確保される。」というものであった。

さらに、「この事業の実益は、低料率の拠出金で保険行為を行うと共に、剰余金を蓄積し、これを還元融資等の方法で活用して、都市の水道、消防設備、警察力の拡充強化を図ればこの事業はますます安定する。また、その一部を活用して都市に有利な共同事業を経営することも可能である。」と説明され、決議などしない建前である都市問題会議であったが、都市の共済事業の具体化が唯一決議されたのであった。

4 全国市有物件災害共済会の創立

火災共済事業実施準備を一任された、都市連盟事務局を担当する東京市政調査会では、全国を9地区に分け、各地区から2市、計18市を準備委員に指名する。また、法人設立発起人は、準備委員会出席市とし、発起人総代には連盟理事長の近藤博夫大阪市長が推された。

法人設立の許可申請は昭和23年12月に行われ、翌昭和24年1月14日総理庁自発第43号をもって社団法人設立の許可があり、「全国市有物件災害共済会」が誕生した。

次いで、1月18日第1回理事会を開催して定款施行細則、災害共済業務規程、事務取扱規程その他業務開始に必要な諸事項を決定し、また、各地区

に置かれた支部の支部長には、支部所在市の市長を委嘱して、同日から業務を開始した。

5 火災共済事業の開始

創業時の共済事業は、市の所有または占有する建物、工作物、建物収容動産の火災に因る損害を担保するもので、分担金基率は、すべて民間保険料率の4割引（1級構造建物は5割引）と定めた。

なお、初年度の損害率は32.9%と、当初の予想を下回るものであった。

6 建物損害共済事業への移行・発展

火災共済事業は、順調に成長発展し、委託量は増え、準備積立金も着実に増加して共済会の財政基盤は強固なものとなっていく。

本会事業運営の基本方針は、業務規程の前文に、「低廉な分担金で共済事業を行い、市費の節減に寄与しつつ都市共有の基金を造成して市財政の安定を将来に期するものである。このため、各会員市は、災害発生の防止等全力をあげてこの事業の成功に協力する義務があるものとする。」と謳われていた。

市費の節減に寄与する方法としては、第一に分担基率の軽減である。本会が低廉な分担金を実現するためには、災害の発生・拡大を防止するとともに、経費を節減して極力支出を抑制することが必要となる。

会員市と本会の利害は、完全に一致しており、経費節減のために会員市にもある程度運営上の協力をお願いしている。例えば、委託申込書を作成する場合に、保険会社では勧誘員が代書サービスをするというような例があるが、本会ではこれら全ては会員市の協力によって行われている。

第二は、会員市に負担を求めず、基率据置のままの担保危険範囲の拡大である。填補範囲の拡大は、昭和39年に建物総合損害共済制度に移行し、従来火災に因る損害のみを填補していたものを火災のほか落雷、破裂・爆発、風水害、雪害、衝突等の損害も填補するよう拡大している。ただし、地震災害については、損害の巨大化も考慮して免責としているが、昭和55年から見舞金制度を設け、地震に因る損害に対しては見舞金を交付している。そのうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災等への対応については、緊急救援金をはじめ、地震災害見舞金（現行規程）に加え、第63回通常総会において承認された「東日本大震災等にかかる地震災害見舞金（特例措置）の交付総額の上限設定等について」に基づき、合計184団体に151億8926万円を交付したものである。

7 自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、昭和27年7月から本会共済事業の一つとして発足した。

自動車損害共済事業においても、当初、分担金基率は保険会社料率の50%を目途に定められたが、良好な業績を反映して、本会の実績に基づき数次に亘り基率の改正等が行われ、また、事故処理サービスにおいても、平成17年4月からは損害賠償共済対物・対人担保契約に示談代行付き契約を導入し、会員市の負担の軽減に努めている。

8 消防・防災施設整備等事業資金融資事業

本会が低廉な共済基金分担金による都市経費の節減を図るとともに、剰余金積み立てによる共済基金を造成し、都市への低利融資することも、本会設立の端緒となった第10回全国都市問題会議における決議に盛り込まれていたもので、本会創立当初から企画されていた事業の一つであり、本会の経営基盤の安定した昭和30年度から、「準備積立金運用制度」として積立金の一部を会員市の消防施設整備のための資金として利用いただいていた。

昭和55年度から制度内容を一新して、融資事業を消防施設整備のほか、道路整備、庁舎整備等の事業にも広げるとともに、融資枠も拡大し、新たに「還元融資事業」としてスタートし、以降順次融資条件の見直し等を図りつつ現在の名称に至っている。

9 防災専門図書館

あらゆる災害とその防止、災害時の非常措置、復旧・復興等に関する図書文献資料を収集して防災対策確立に資するため、昭和31年に開設された。

現在の蔵書数は、内外文献資料を合わせて14万7,436冊である。

また、現在情報検索サービスの充実を図り、広くインターネット上で検索できるようにシステムを構築し、平成18年10月より公開利用している。

10 日本都市センター会館

当初の日本都市センター会館は、昭和34年全国市長会と共同で建設される。なお、当初建物はその後の老朽化により、また本会創立50周年記念事業の一つとして現在の会館に建て替えられた。

日本都市センター会館は、27市の東京事務所の入居をはじめ最大750人収容のホール、会議室等26室、客室327室を有し、各種会議や都市関係者の出張など全国都市の首都における諸活動の拠点として、広く利用されている。

また、管理運営にあたる財団法人日本都市センターが行う都市問題研究等

の研究事業を助成するため、同財団に調査研究事業助成金を交付している。

1 1 全国市長会・全国市議会議長会に対する協助

協助金は、各市の両団体に対する負担金を軽減し、両団体の行う事業のうち調査研究・刊行部門に協力するため、各々所定の金額を協助している。

1 2 日本消防協会・日本防火協会に対する協助

都市の災害防止に関する事業への協賛として、日本消防協会の「安全・安心の地域づくりに資する消防団活動情報提供事業」及び日本防火協会の「少年消防クラブ指導者育成事業」に各々所定の金額を協助している。